



# 志布志港長期構想検討委員会 (第1回委員会・幹事会合同)

令和5年8月23日

2023.3撮影

# 目次

## 第1回検討委員会

### 第1章 長期構想について

- (1) H5 港湾計画改訂以降の主な経緯
- (2) 長期構想の必要性
- (3) 長期構想検討の進め方

### 第2章 概要

- (1) 位置、沿革
- (2) 施設概要
- (3) 利用状況

### 第3章 取り巻く環境の変化

- (1) 整備が進む自動車道
- (2) 取扱貨物の増加
- (3) 志布志港における賑わい空間の不足
- (4) 災害への備え
- (5) トラックドライバーの労働規制
- (6) 鹿児島県の脱炭素に向けた取組
- (7) 農林水産物・食品の輸出促進

### 第4章 現状の課題

- (1) 課題の抽出
- (2) 主な課題
- (3) 個別課題

### 第5章 上位計画・関連計画

- (1) 志布志港の役割

### 第6章 志布志港の目指すべき方向性(案)

- (1) 志布志港が果たす役割
- (2) 志布志港の目指すべき方向性(案)

## 第2回検討委員会 (案)

- 志布志港の目指す姿
- 取組方針と具体施策
- ゾーニング
- 志布志港長期構想(原案)

## 第3回検討委員会 (案)

- パブリックコメントの結果について
- 志布志港長期構想(案)

# 第1章 長期構想について

# (1)-1 H5港湾計画改訂以降の主な経緯

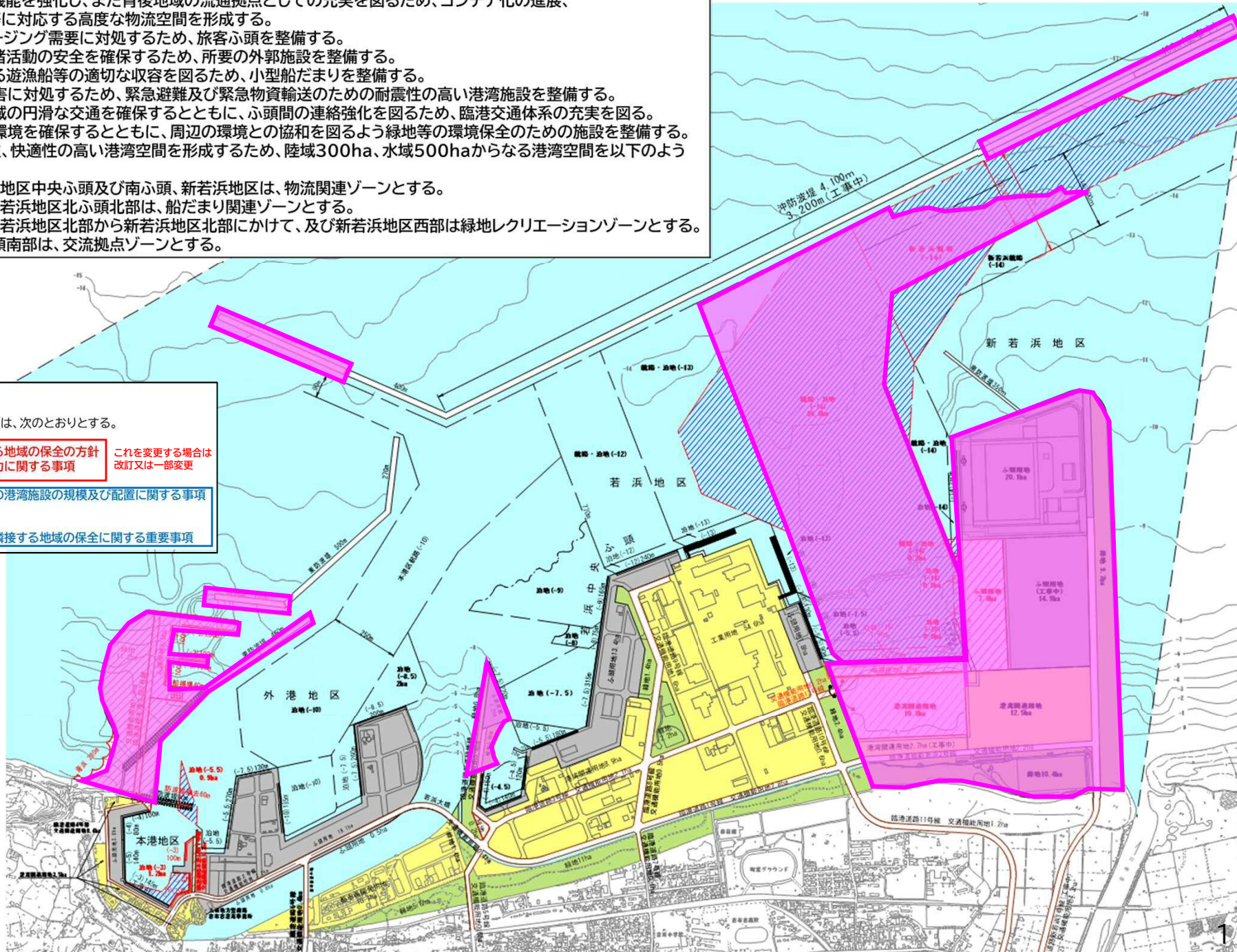
1993年(H5)  
(改訂)

1. 国際的な流通機能を強化し、また背後地域の流通拠点としての充実を図るため、コンテナ化の進展、貨物量の増大等に対応する高度な物流空間を形成する。
  2. 増大するクルージング需要に対処するため、旅客ふ頭を整備する。
  3. 港湾における諸活動の安全を確保するため、所要の外郭施設を整備する。
  4. 港内に散在する遊漁船等の適切な収容を図るため、小型船だまりを整備する。
  5. 大規模地震災害に対処するため、緊急避難及び緊急物資輸送のための耐震性の高い港湾施設を整備する。
  6. 港湾と背後地域の円滑な交通を確保するとともに、ふ頭間の連絡強化を図るため、臨港交通体系の充実を図る。
  7. 快適な港湾の環境を確保するとともに、周辺の環境との協和を図るよう緑地等の環境保全のための施設を整備する。
  8. 効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、陸域300ha、水域500haからなる港湾空間を以下のように利用する。
- ① 外港地区、若浜地区中央ふ頭及び南ふ頭、新若浜地区は、物流関連ゾーンとする。
  - ② 本港地区西部、若浜地区北ふ頭北部は、船だまり関連ゾーンとする。
  - ③ 本港地区東部、若浜地区北部から新若浜地区北部にかけて、及び新若浜地区西部は緑地レクリエーションゾーンとする。
  - ④ 若浜地区北ふ頭南部は、交流拠点ゾーンとする。

対象施設

港湾法施行令  
(港湾計画)  
第一条の四 第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針	これを変更する場合は改訂又は一部変更
二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項	
三 港湾の能力に응する水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項	これを変更する場合は一部変更又は軽易な変更
四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項	
五 港湾の効率的な運営に関する事項	
六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項	



# (1)-2 H5港湾計画改訂以降の主な経緯

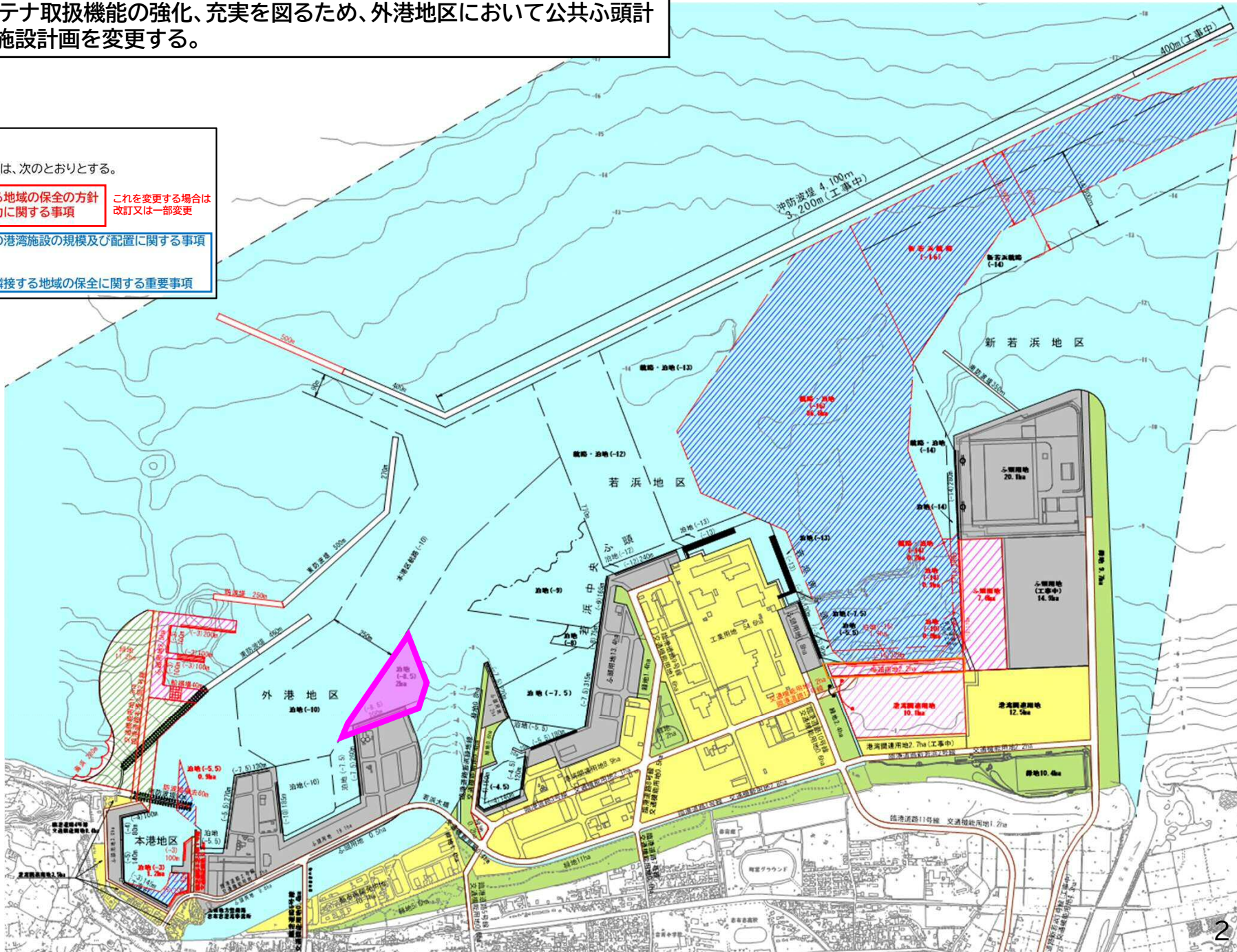
2001年(H13)  
(軽易な変更)

外貿コンテナ取扱機能の強化、充実を図るため、外港地区において公共ふ頭計画、水域施設計画を変更する。

**対象施設**

- 港湾法施行令  
(港湾計画)  
第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
  - 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
  - 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
  - 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
  - 五 港湾の効率的な運営に関する事項
  - 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

これを変更する場合は  
一部変更又は軽易な変更



# (1)-3 H5港湾計画改訂以降の主な経緯

2012年(H24)  
(軽易な変更)

1. 物流機能の効率化及び港湾と背後地域等を円滑に結ぶため、新若浜地区における臨港交通施設計画を変更する。
2. 港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

### 対象施設

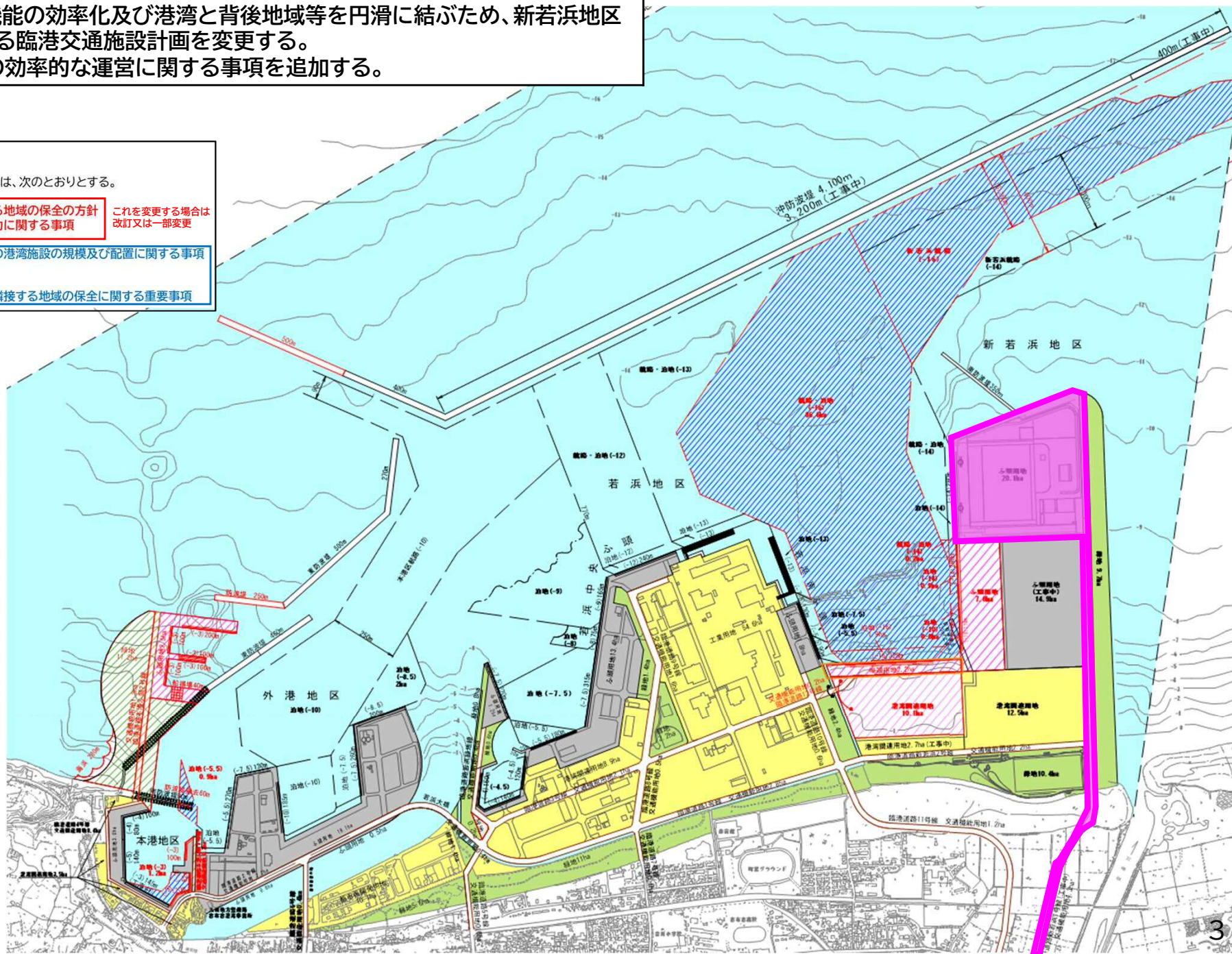
港湾法施行令  
(港湾計画)  
第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項

これを変更する場合は  
改訂又は一部変更

- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

これを変更する場合は  
一部変更又は軽易な変更



# (1)-4 H5港湾計画改訂以降の主な経緯

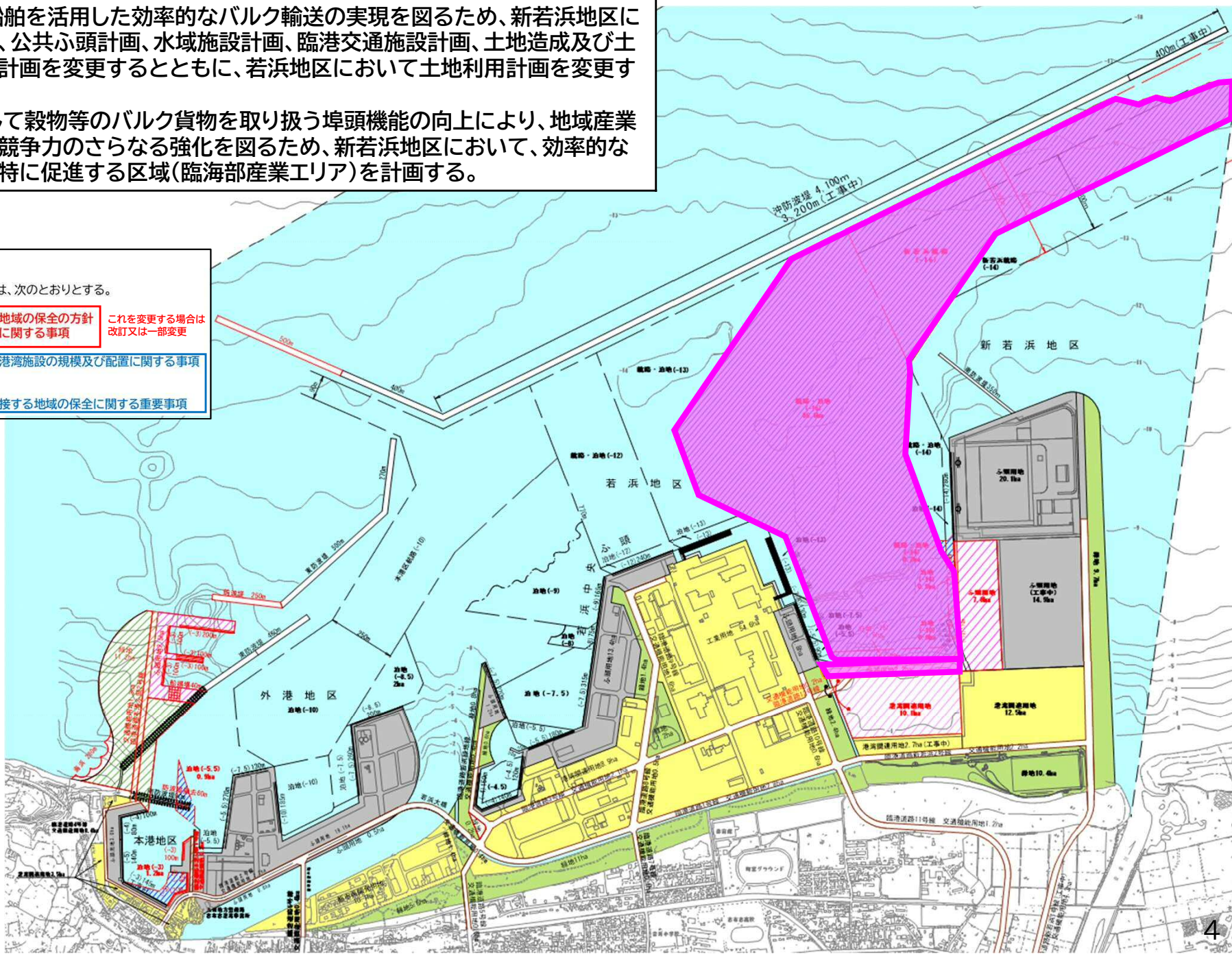
2017年(H29)  
(一部変更)

- 1.大型船舶を活用した効率的なバルク輸送の実現を図るため、新若浜地区において、公共心頭計画、水域施設計画、臨港交通施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更するとともに、若浜地区において土地利用計画を変更する。
- 2.主として穀物等のバルク貨物を取り扱う埠頭機能の向上により、地域産業の国際競争力のさらなる強化を図るため、新若浜地区において、効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)を計画する。

**対象施設**

- 港湾法施行令  
(港湾計画)  
第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
  - 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
  - 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
  - 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
  - 五 港湾の効率的な運営に関する事項
  - 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

これを変更する場合は  
一部変更又は軽易な変更



# (1)-5 H5港湾計画改訂以降の主な経緯

2021年(R3)  
(一部変更)

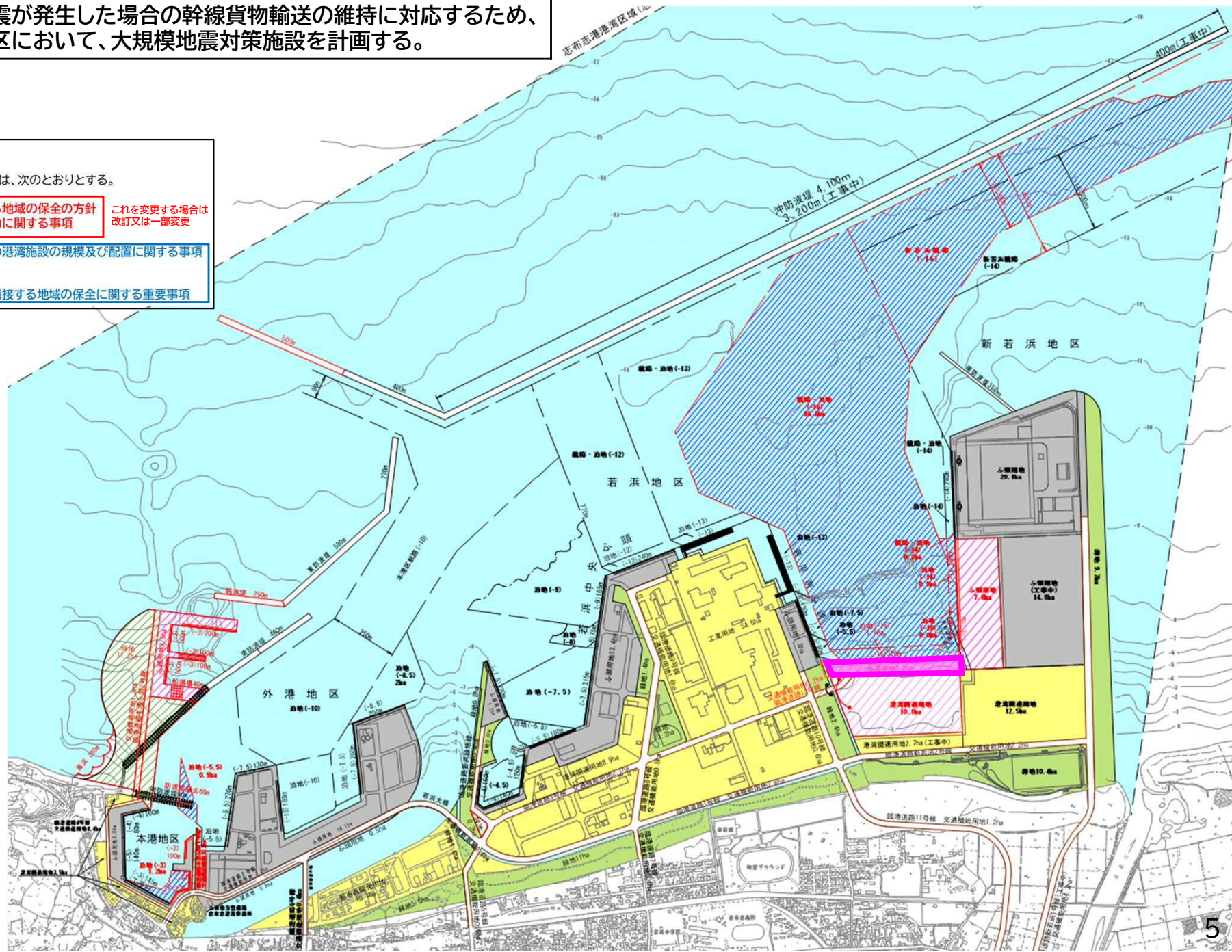
大規模地震が発生した場合の幹線貨物輸送の維持に対応するため、新若浜地区において、大規模地震対策施設を計画する。

### 対象施設

港湾法施行令  
(港湾計画)  
第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

これを変更する場合は  
一部変更又は軽易な変更





### 現 港湾計画

#### 【基本方針】

- 国際的な流通機能強化、コンテナ化、貨物量増大等への対応
- クルーズ船に対応する旅客ふ頭の整備
- 港湾における諸活動の安全確保、外郭施設の整備
- 遊漁船の適切な収容、小型船だまりの整備
- 緊急避難及び緊急物資輸送確保のための耐震性の高い施設整備
- 港湾背後地域との円滑な交通確保、ふ頭間の連絡強化
- 快適な港湾空間の確保、緑地等の環境保全施設の整備
- 効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成

志布志港を取り巻く環境の変化を踏まえ、

- ・現状, 利用促進に向けた課題
- ・直近の港湾利用者のニーズ等

**把握**

#### 【今後のあり方に関する勉強会】

開催期間:平成28年度～令和2年度  
参加者:国、県、市

#### 【中長期ビジョンに関する勉強会】

開催期間:令和3年度～令和4年度  
参加者:地元の港湾利用者、国、県、市

### 長期構想

概ね20～30年先(2050年代)を見据えた港湾空間の形成とそのあり方について検討

### 港湾計画の見直し

概ね10～15年先(2030年代)を目標年次とした港湾計画について検討

### 長期構想検討

【今後のあり方に関する勉強会・中長期ビジョンに関する勉強会】  
現状、課題共有  
・利用状況、ニーズ、抱える問題

企業ヒアリング

【第1回検討委員会 2023年8月】  
将来像(20~30年先)の基本検討  
・現状分析、課題の整理

【第2回検討委員会】  
将来像(20~30年先)の基本検討  
・志布志港の目指す姿  
・ゾーニング  
・取組方針と具体施策  
・志布志港長期構想(原案)

パブリックコメント

【第3回検討委員会】  
将来像(20~30年先)の基本検討  
・パブリックコメントの結果について  
・志布志港長期構想(案)

長期構想策定

### 技術検討

静穏度向上  
・施設整備、長周期波の検討



船舶の航行安全確保

港湾計画の見直し

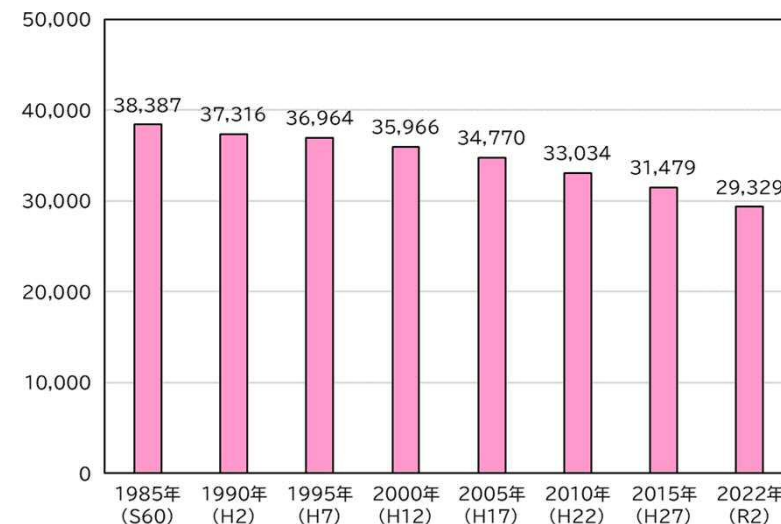
## 第2章 概要

# (1)-1 位置、沿革(志布志市の概要)

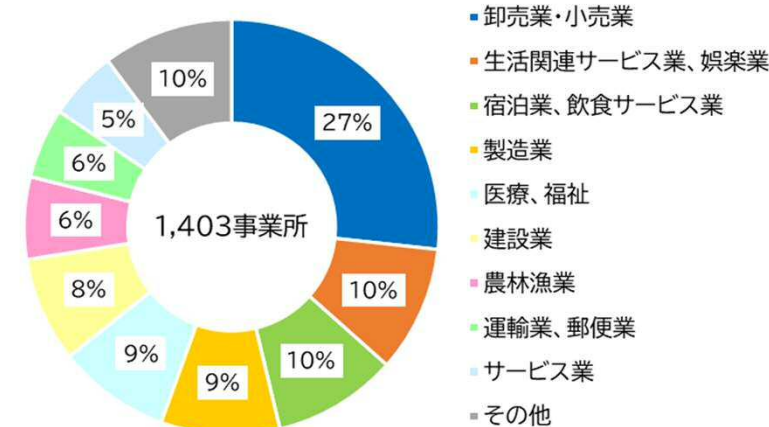
- 志布志市は鹿児島県東部に位置し、東西約23km、南西約18kmの総面積290.25km<sup>2</sup>である。
- 人口は2020年(R2)時点で約2.9万人と、減少傾向にある。
- 中央部には物流拠点港湾かつ九州唯一の国際バルク戦略港湾である志布志港が位置している。
- 産業割合は、卸売業・小売業が27%を占めている。



志布志市の人口推移



出典: 志布志市HP



出典: 工業統計

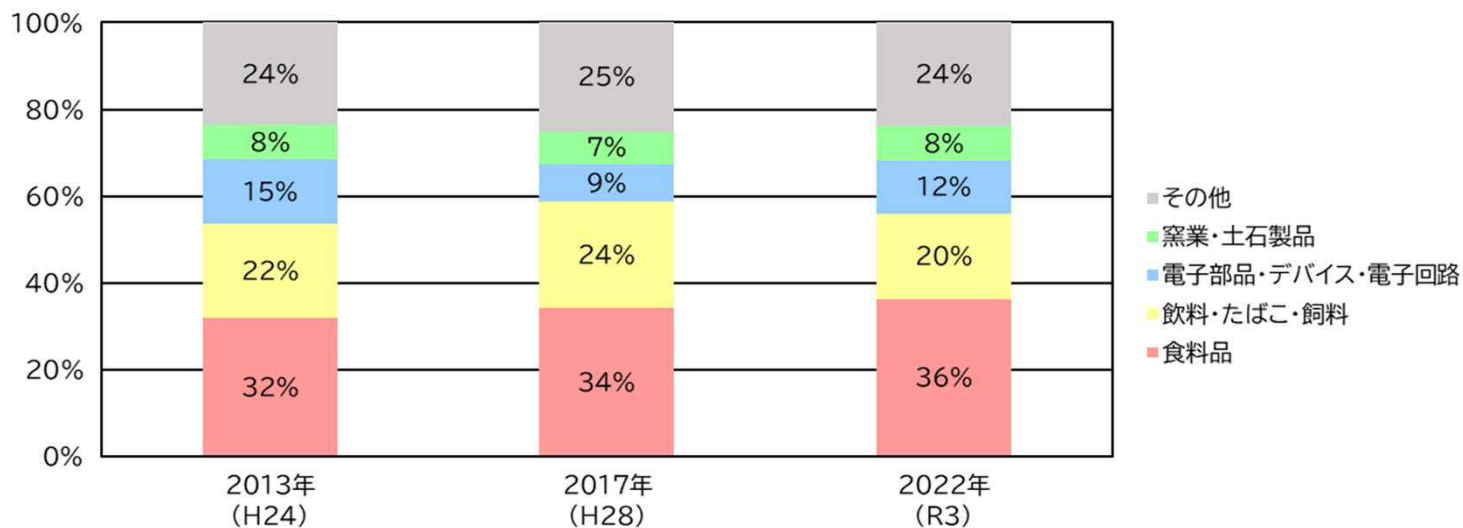
# (1)-2 位置、沿革(志布志市の概要)

○志布志港には産業施設が多く立地していることから、県全体と志布志市の製造品出荷額の推移を比較すると、志布志市は飲料・たばこ・飼料や食料品の製造を中心としている。

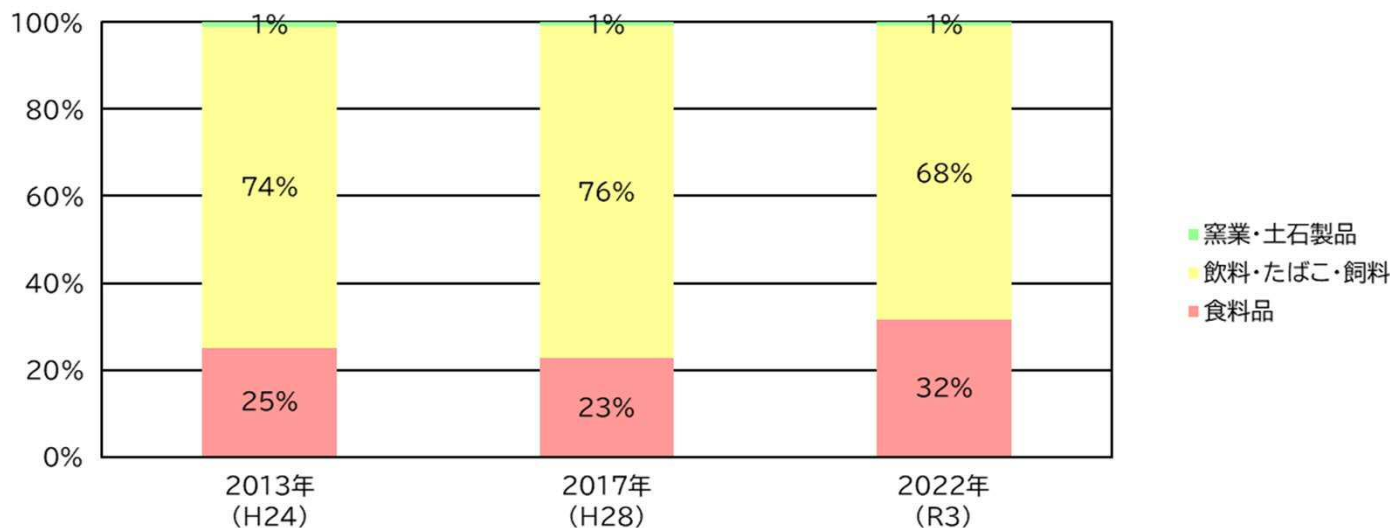
○志布志市の製造品出荷額等について、飲料・たばこ・飼料が7割程を占めている。

### 製造品出荷額等構成比

#### 【鹿児島県】



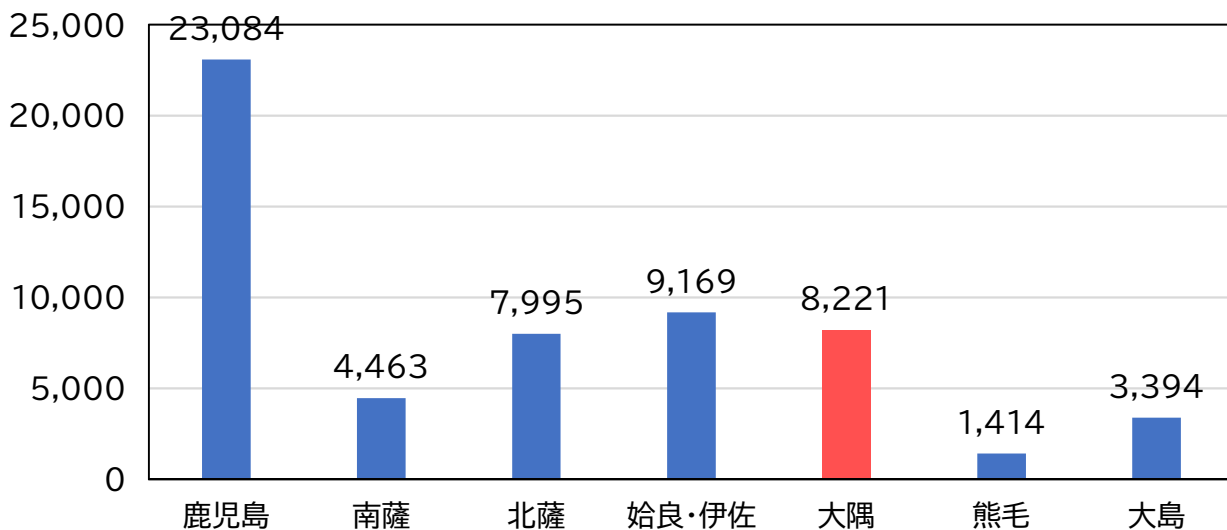
#### 【志布志市】



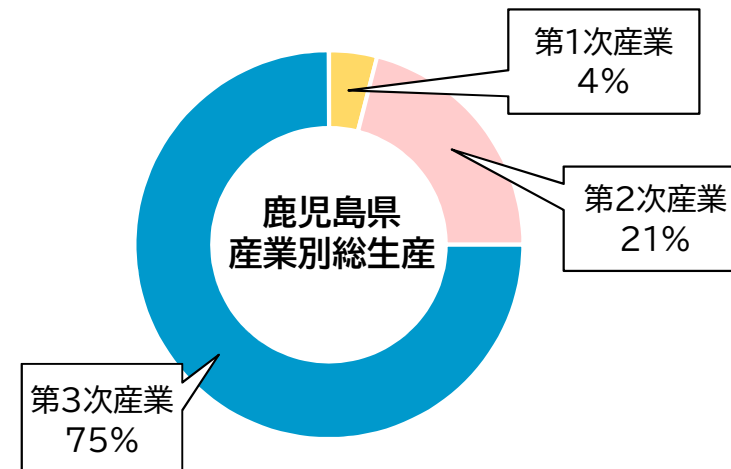
# (1)-3 位置、沿革(背後圏の概要)

- 大隅地域の総生産額は、県全体でも上位となっている。
- 大隅地域は県全体と比較し、第1次産業の割合が多い。
- 大隅地域の水産業は県全体の約5割を占めている。
- 大隅地域の農業は県全体の約4割、林業は県全体の約3割を占めている。

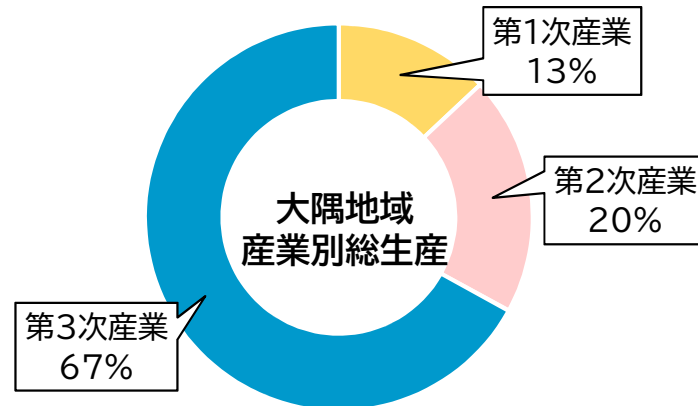
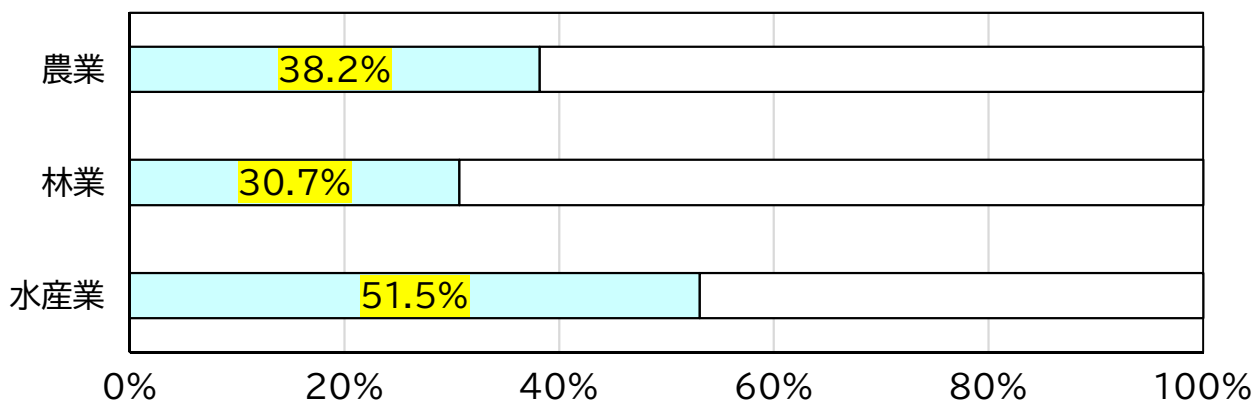
市町村内総生産(地域別)



産業別総生産の割合



第1次産業分野別総生産の県全体に占める大隅地域の割合



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

# (1)-4 位置、沿革(志布志港の概要)

- 志布志港は九州南東部の太平洋に面した地理的優位性を有し、また国内有数の農畜産地域である南九州地域を背後圏に持ち、南九州における国内外の物流拠点、飼料供給基地として背後地域の産業を支えている。
- 2011年(H23)には九州で唯一の国際バルク戦略港湾(穀物)に選定され、2017年度(H29d)からは、飼料穀物の効率的な輸入に向けた船舶の大型化に対応するため、国際バルク戦略港湾(穀物)としての整備を行っている。

## これまでの沿革

1969年 (S44)	重要港湾の指定
1976年 (S51)	外港地区第一突堤供用開始
1980年 (S55)	外港地区第二突堤供用開始
1987年 (S62)	若浜地区供用開始 開港指定 植物検疫港の指定
1988年 (S63)	無線検疫港の指定 出入国港の指定
1989年 (H1)	検疫港の指定
1995年 (H7)	蘇州号就航
1997年 (H9)	動物検疫港の指定 指定保税地域の指定
1999年 (H11)	台湾コンテナ定期航路開設 国際フィーダーコンテナ定期航路開設
2003年 (H15)	韓国コンテナ定期航路開設
2004年 (H16)	若浜地区旅客船埠頭完成
2009年 (H21)	新若浜地区国際コンテナターミナル供用開始
2011年 (H23)	国際バルク戦略港湾(穀物)選定
2018年 (H30)	志布志港ふ頭再編改良事業着工
2019年 (R1)	コンテナ取扱量10万TEU突破
2022年 (R4)	新若浜地区国際コンテナターミナル岸壁延伸部供用開始
2023年 (R5)	産直港湾に認定

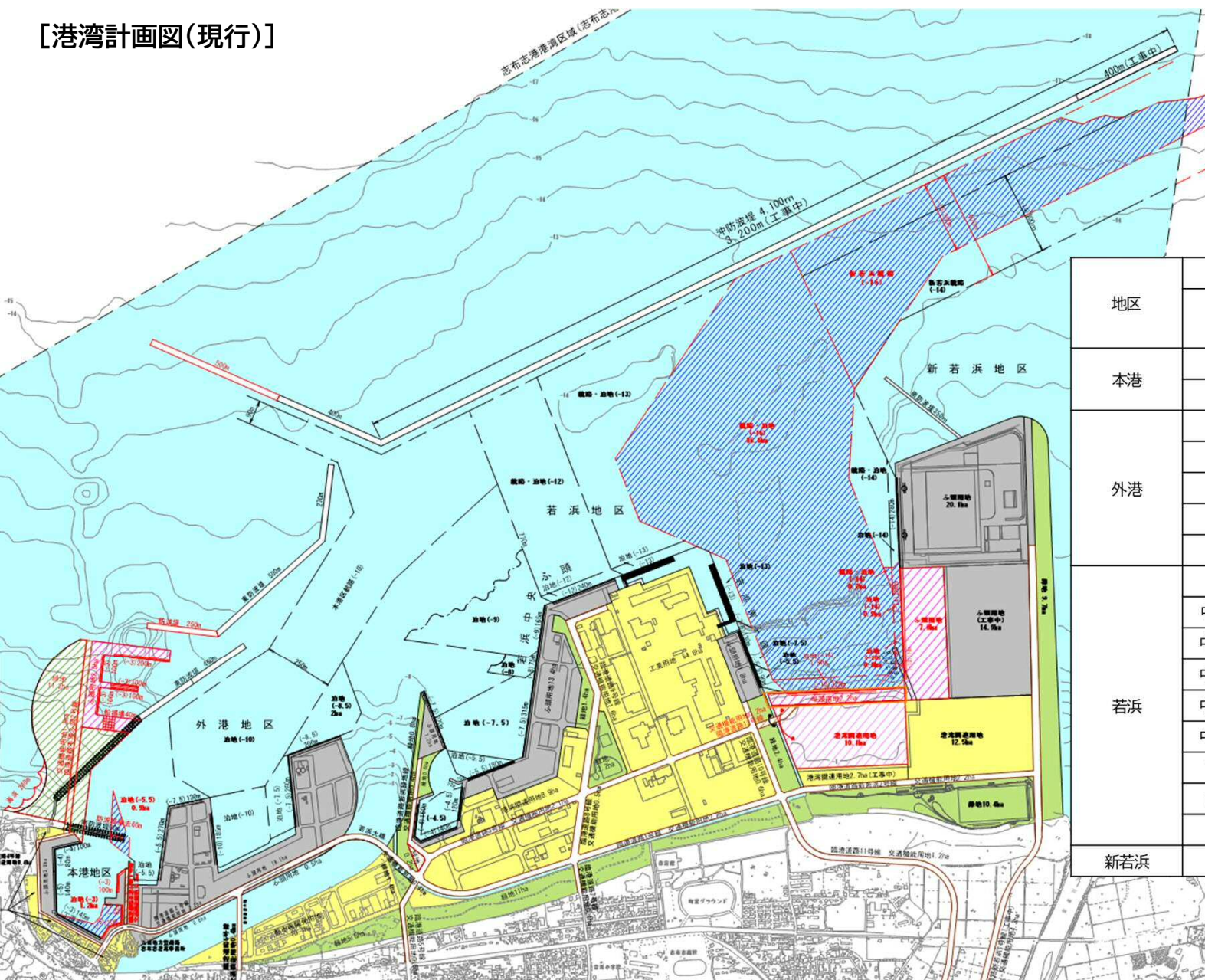


志布志港全景

# (2) 施設概要

○志布志港の公共岸壁は17施設あり、新若浜地区には50,000DWT級大型船に対応する-14.0mの岸壁がある。  
 ○現在国際バルク戦略港湾(穀物)としての整備を行っている。

〔港湾計画図(現行)〕



地区	名称	係留施設			
		水深 (m)	延長 (m)	対象船型 (重量トン)	バース
本港	岸壁	-5.0	135	1,000	2
	岸壁	-5.5	100	2,000	1
外港	A岸壁	-5.5	270	2,000	3
	B岸壁	-7.5	130	5,000	1
	C岸壁	-10.0	185	15,000	1
	D岸壁	-7.5	260	5,000	2
	E岸壁	-8.5	200	14,000	1
若浜	若浜-4.5岸壁	-4.5	120	450	2
	中央ふ頭1号岸壁	-12.0	240	30,000	1
	中央ふ頭2号岸壁	-9.0	165	10,000	1
	中央ふ頭3号岸壁	-8.0	75	5,000	1
	中央ふ頭4号岸壁	-7.5	315	5,000	2
	中央ふ頭5号岸壁	-5.5	180	2,000	2
	南ふ頭1号岸壁	-7.5	130	5,000	1
	南ふ頭2号岸壁	-5.5	90	2,000	1
	旅客船ふ頭	-7.5	220	15,000	1
新若浜	1号岸壁	-14.0	360	50,000	1



- 本港地区は砂利・砂等の取扱や、漁船等の小型船だまりとして利用されている。
- 外港地区は輸出向けの丸太やRORO貨物、砂利・砂等を取り扱っている。
- 若浜地区は旅客船埠頭、フェリーターミナル、飼料原料の輸入といった機能を有している。
- 新若浜地区にはコンテナターミナルがあり、外貿コンテナ取扱港となっている。



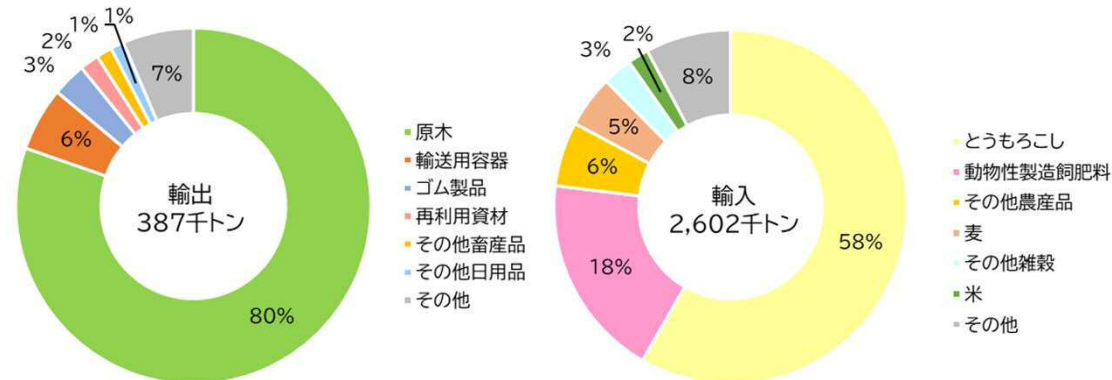
# (3)-2 利用状況(全体取扱貨物量)

- 取扱貨物量は2012年(H24)から概ね横ばいで推移している。
- 一般貨物とフェリー貨物の割合は半数ずつを維持している。
- 2017年(H29)以降輸出貨物が増加傾向で、2017年(H29)から2021年(R3)で約2.5倍の伸びとなっている。
- 2021年(R3)の貨物は移出が最も多く、次いで移入貨物が多く取り扱われている。
- 移出入貨物はフェリー貨物が全体の7割程度を占めている。

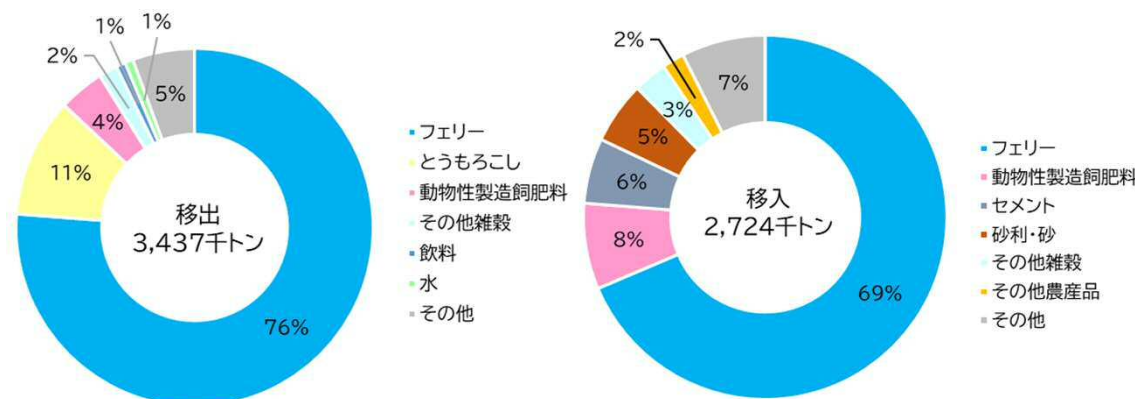
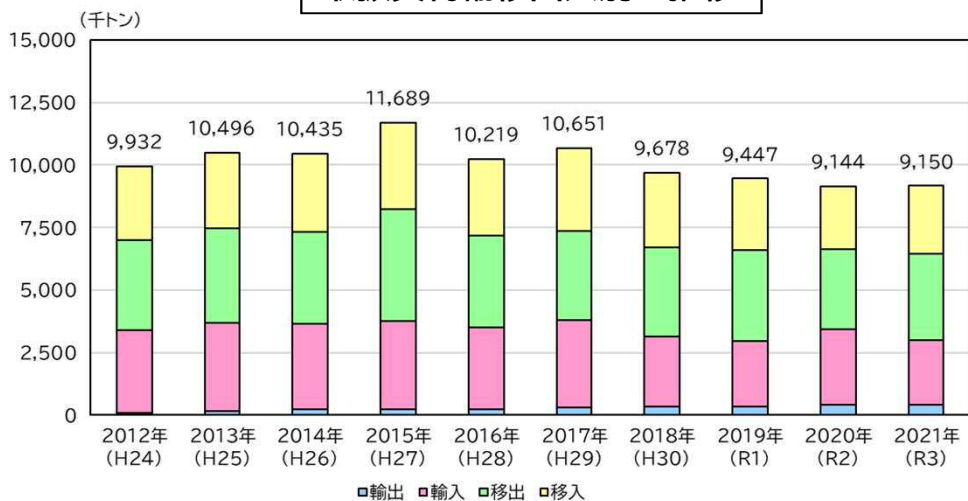
取扱貨物量の推移



2021年(R3)の志布志港取扱品目内訳



取扱貨物輸移出入別の推移

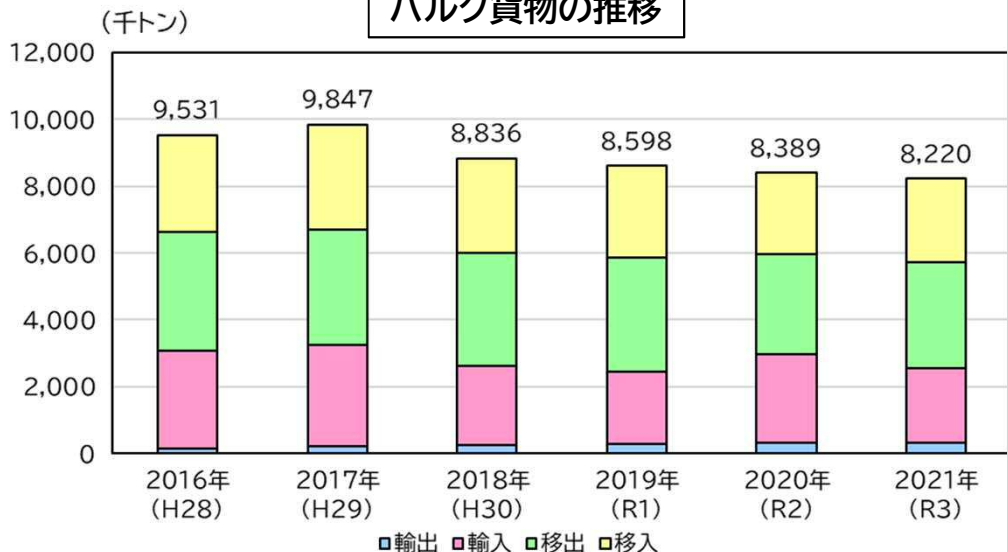


出典: 鹿児島県統計資料

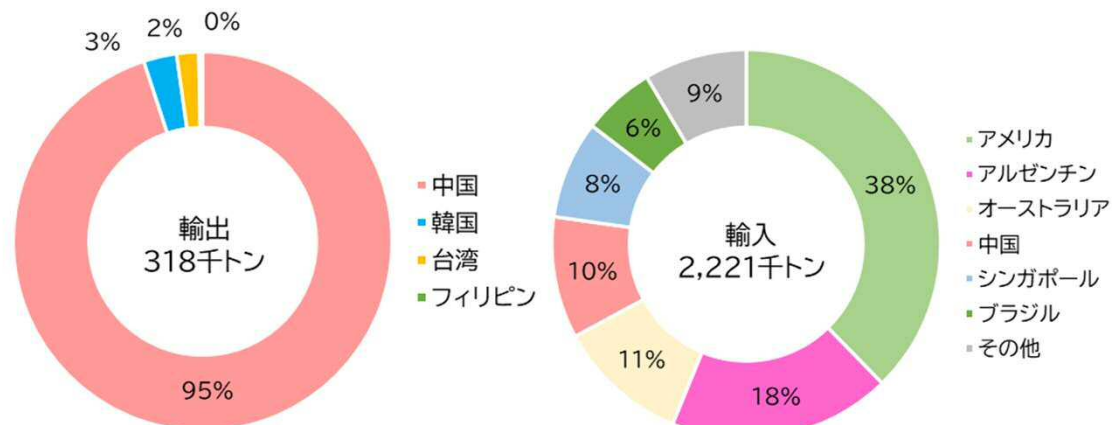
# (3)-3 利用状況(バルク貨物)

- 輸出貨物の9割は原木が占め、そのほとんどが中国向けとなっている。
- 輸入貨物は飼料原料(とうもろこし等)が9割となっており、アメリカやアルゼンチンなど北南米からの割合が多い。
- 移出貨物の大半は飼料原料であり、主に九州向けとなっている。
- 移入貨物は建設用資材や飼料原料などの大半を神戸、津久見、苅田から運搬している。

バルク貨物の推移

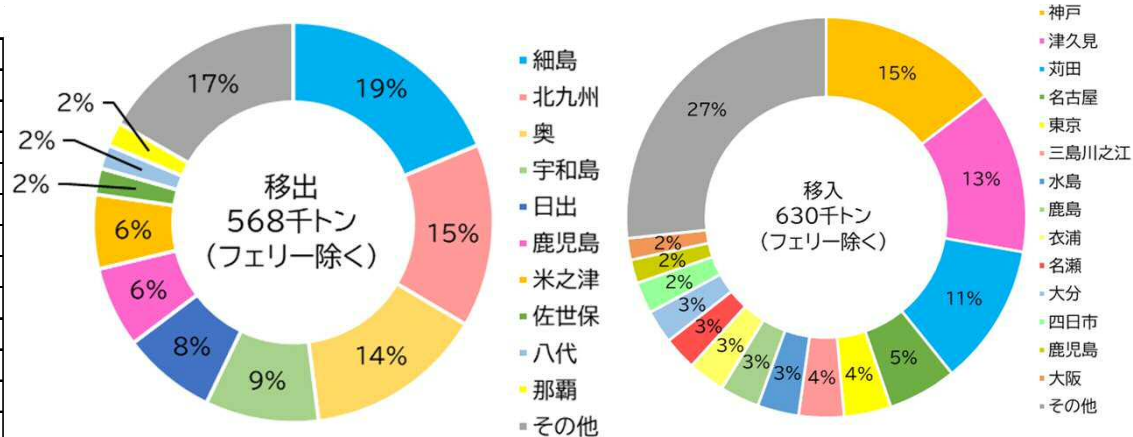


2021年(R3)のバルク貨物輸移出入先



2021年(R3)のバルク貨物の内訳

	輸出	輸入	移出	移入	計
とうもろこし	-	1,514	370	14	1,898
動植物性製造飼肥料	3	431	103	139	676
米	-	50	-	4	54
原木	315	14	1	2	332
その他雑穀	-	70	58	81	209
砂利・砂	-	-	10	150	160
セメント	-	-	-	158	158
麦	-	120	5	1	126
完成自動車	-	-	10	28	38
製材	-	-	3	25	28
鋼材	-	4	-	15	19
フェリー	-	-	2,618	1,865	4,483
その他	-	18	8	13	39
計	318	2,221	3,186	2,495	8,220

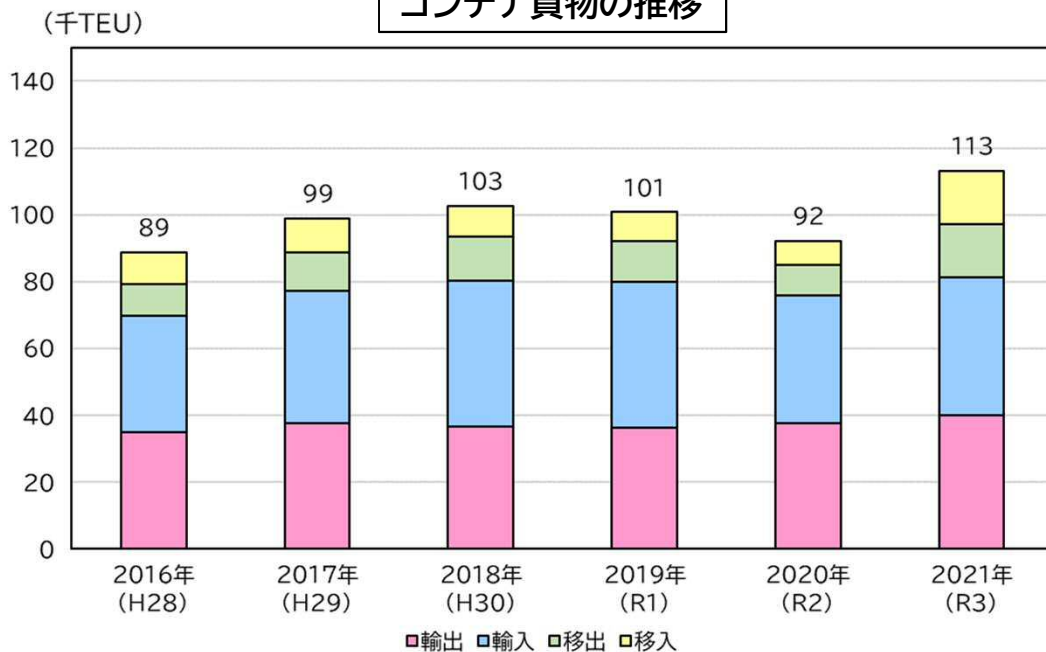


出典: 鹿兒島県統計資料

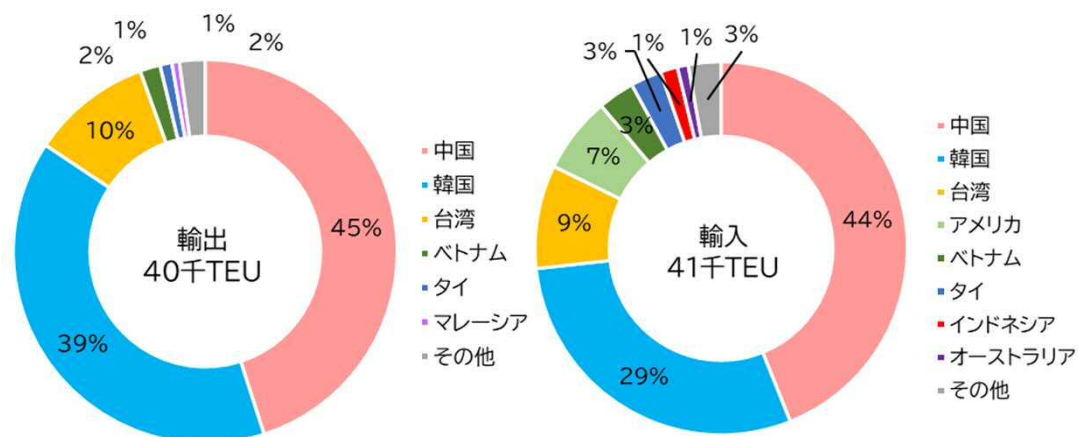
# (3)-4 利用状況(コンテナ貨物)

○コンテナ貨物の取扱貨物量は増加傾向にあり、2021年(R3)は移入貨物が前年と比べ約2.5倍増加している。  
 ○移入貨物は農産品と飼料原料がそれぞれ全体の約3割程度を占めており、移入貨物全体の大半を神戸から移入している。  
 ○コンテナ貨物の輸出入先は中国、韓国、台湾といったアジア向けのものが多い。

コンテナ貨物の推移

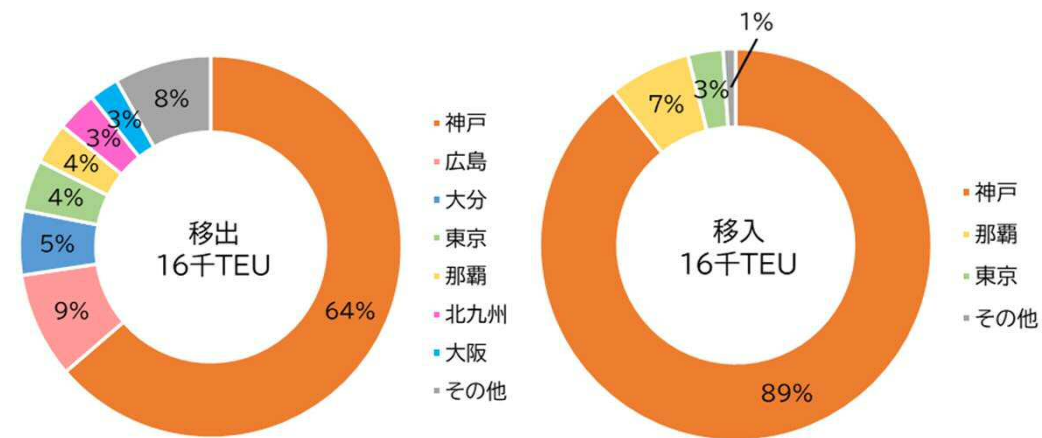


2021(R3)のコンテナ貨物輸移出入先



2021(R3)のコンテナ貨物の内訳

	輸出	輸入	移出	移入	計
その他農産品	10	15,996	162	5,288	21,456
動植物性製造飼肥料	348	5,100	2,192	4,297	11,937
樹脂類	34	1,014		2,394	3,442
原木	1,195	1	2,269	2	3,467
輸送用容器	371	691	288	6	1,356
ゴム製品	1,360	611	1,753	11	3,735
窯業品	89	2,098	7	2	2,196
製造食品	124	1,273	520	112	2,029
その他日用品	2,187	1,477	125	151	3,940
染料・塗料・合成樹脂・その他科学工業品	66	1,127	141	201	1,535
その他	34,296	11,792	8,545	3,279	57,912
計	40,080	41,180	16,002	15,743	113,005

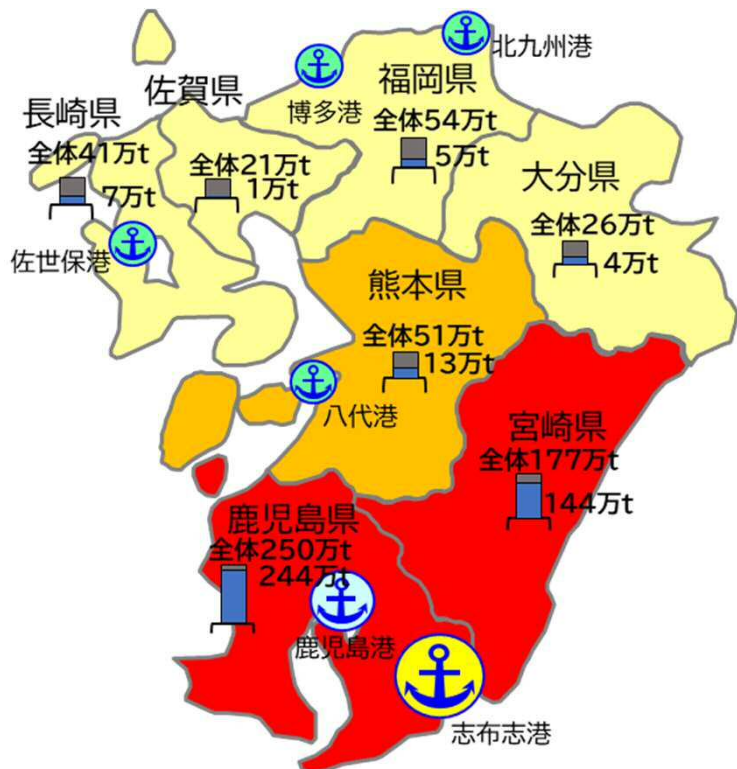


出典: 鹿児島県統計資料

# (3)-5 利用状況(配合飼料の供給状況)

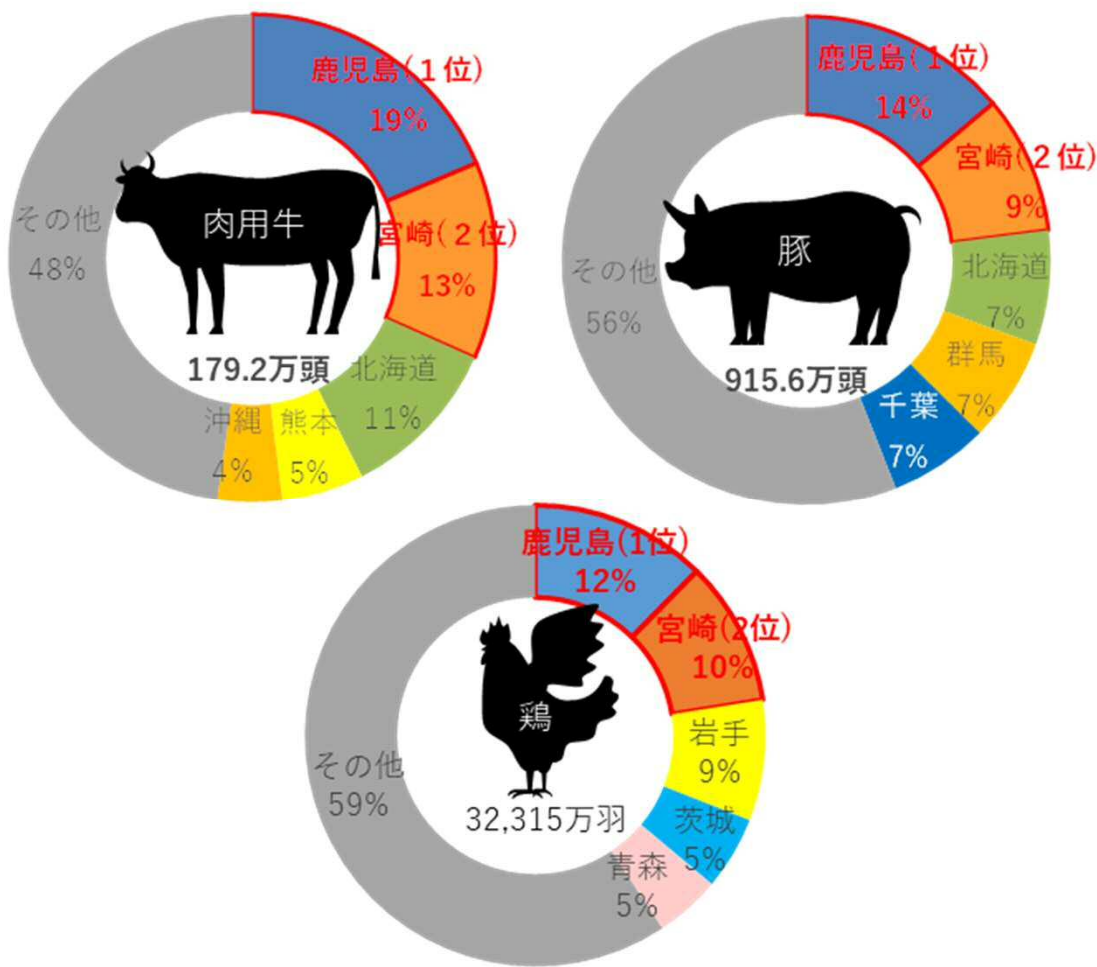
- 志布志港背後に立地する飼料会社は、輸入した穀物を原料として配合飼料を製造しており、南九州地域への飼料等の供給基地の役割を果たしている。
- 志布志港は、とうもろこしの輸入量が100万トンを超えており、南九州でも最大の飼料供給基地となっている。
- 2019年(R1)の鹿児島県の家畜飼養頭羽数の割合は、肉用牛、豚、鶏が全国1位となっている。

鹿児島県産の配合・混合飼料の供給状況(H27)



出典:平成27年飼料月報を基に作成  
(令和3年度 第2回 九州地方整備局 事業評価監視委員会 志布志港 心頭再編改良事業 資料)

全国の家畜飼養頭羽数の割合(R1)



出典:令和元年畜産統計(農林水産省)を基に作成  
(令和3年度 第2回 九州地方整備局 事業評価監視委員会 志布志港 心頭再編改良事業 資料)

